

西東京市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例等 改正概要

1 西東京市個人情報保護法施行条例

(西東京市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

11 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第3条第3項に規定するデータベース化された個人情報を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第4項第2号に掲げる者

【趣旨】

令和5年4月1日時点において市の職員である者並びに同日前において市の職員であった者、市から業務の委託を受けた者、委託業者から再委託を受けた者及び指定管理者の業務に従事していた者が、同日以後において、正当な理由がないのに、市が保有していたデータベース化された個人情報を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する旨定めたものです。

12 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

令和5年4月1日時点において市の職員である者並びに同日前において市の職員であった者、市から業務の委託を受けた者、委託業者から再委託を受けた者及び指定管理者の業務に従事していた者が、同日以後において、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する旨定めたものです。

13 附則第9項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

令和5年4月1日時点において旧審査会及び旧審議会の委員である者並びに同日前において旧審査会及び旧審議会の委員であった者は、同日以後においても職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはいけない義務を負い、当該義務に違反して漏らした者は1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する旨定めたものです。

2 西東京市個人情報保護・情報公開審査会条例

(罰則)

第12条 第5条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の**拘禁刑**
懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣 旨】

本条は、審査会の委員（現に審査会の委員である者に限らず、その職を退いた者も含む。）が職務上知ることができた秘密を漏らした場合は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処します。